

桑名市教育委員会議事録

令和3年6月29日（火）教育委員室において、桑名市教育委員会6月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（5名）

教育長 水谷 正雄 教育委員 松岡 守 教育委員 稲垣 陽子
教育委員 佐藤 強 教育委員 安藤 智里

出席参与者

教育部長	高木 達成	教育監兼学校支援課長	尾関 一夫
教育次長	小林 代二	教育総務課長	内田 貴久
新たな学校づくり課長	佐藤 正弘	人権教育課長	矢野 道代
新たな学校づくり課主幹 (小中一貫教育担当)	井桁 里美	新たな学校づくり課主幹 (小中一貫校担当)	伊藤 昭人
学校支援課主幹 (生徒指導担当)	芝 佐織	学校支援課主幹 (教育改革担当)	高木 秀和
教育総務課主幹 (保健給食担当)	佐原 俊也	生涯学習・スポーツ課長	竹尾 基志
スポーツ振興・国体推進室長	稲葉 智法	ブランド推進課長	水谷 芳春
教育総務課主幹 (施設担当)	西田 勝彦	中央図書館長	平野 淳子

書記

丹川 健吾

傍聴人

なし

議題

1. 審議事項

- ・議案第6号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について
- ・議案第7号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について
- ・議案第8号 桑名市立中央図書館規則等の一部改正について
- ・議案第9号 桑名市立図書館資料弁償要綱の一部改正について

2. 協議事項

- ・桑名市小学校給食業務委託校の決定について
- ・教科書採択について【非公開】
- ・令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について【非公開】

3. 報告事項

- ・桑名市いじめ問題専門委員会委員について
- ・夏季休業中の学校閉鎖日について
- ・多度地区小中一貫校整備事業について
- ・小・中学校の様子について【非公開】

4. 連絡事項

- ・ 7月の教育委員会の行事予定について
- ・ 7月の教育委員会定例会 7月29日（木） 午前9時00分
- ・ 8月の教育委員会定例会 8月26日（木） 午前9時00分
- ・ 9月の教育委員会定例会 9月24日（金） 午前9時00分

【教育長】

それでは、ただいまから令和3年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

議長は私のほうで務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の全員が出席をしておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会は有効に成立していることを報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。

事項書を御覧ください。

事項書2番、協議事項の教科書採択についてと、令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について、事項書3番、報告事項の小・中学校の様子についての3件でございます。

教科書採択については、現在、まだ採択期間中であります。

次の令和3年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書については、7月26日に予定をしております有識者からの意見聴取に先立ちまして、先月に引き続いて報告書の内容について委員の皆様と協議をさせていただくものです。

最後に、小・中学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。

したがって、これら3件については、桑名市教育委員会会議規則第5条により会議を非公開としたいと思っております。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、これら3件につきましては非公開とすることに決しました。

よって、これら3件については、会議の最後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書1番、審議事項、議案第6号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

教育総務課、内田です。私からは議案第6号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について御説明させていただきます。

令和2年分所得から税制改正が行われ、給与、公的年金所得控除に変更がございました。具体的には給与、公的年金の収入金額から差し引かれる控除額が10万円引き下げられました。控除額が10万円下げられた場合、所得金額は10万円上がりますので、それらを補うために、(1)の4行目にあるように、当該額に給与所得または公的年金所得が含まれる場合は、当該額から10万円を控除した額という文言を入れ、就学援助に用いる判定の所得基準を税改正前と同様となる規則の改正でございます。

また、別表、修学旅行費の中の金額の変更につきましては、国の補助金交付要綱が小学校の修学旅行費の金額について2万1,890円から2万2,690円に改定されたことにより、同様の規則改正を行うものでございます。

議案に関する説明は以上のとおりです。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、発言をお願いいたします。

御質問などよろしいでしょうか。

ないようでございます。

それでは、議案第6号 桑名市就学援助条例施行規則の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

出席委員全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

それでは、次の議事に進みます。

議案第7号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

ブランド推進課長、お願いします。

【ブランド推進課長】

ブランド推進課長の水谷です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第7号について説明させていただきます。

初めに、旧諸戸氏庭園とは、市が所有して管理しております六華苑のことになります。旧諸戸氏庭園とは、平成13年に国指定名勝になったときの文化財指定名称ということでよろしくをお願いいたします。六華苑としましては、平成5年に一般公開されまして28年目、国名勝指定になってから20年目を迎えております。

また、平成31年の4月に施行されました文化財保護法が改正されまして、法律上、保存管理計画を立てることが必要となってまいりました。このようなことから、国指定の名勝庭園になっております旧諸戸氏庭園の保存管理計画を策定するために、議案第7号の名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会の設置要綱を制定したいと考えております。

策定委員は10名以内で、学識経験者、文化財について専門知識を有する者です。任期につきましては、2年でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見、ある方がございましたら、発言をお願いいたします。

御質問などよろしいでしょうか。

ないようでございます。

それでは、議案第7号 名勝旧諸戸氏庭園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について、挙手により採決いたします。

原案のとおり制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成によりまして、本議案は原案のとおり制定することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第8号 桑名市立中央図書館規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

中央図書館長、お願いします。

【中央図書館長】

中央図書館、平野でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第8号 桑名市立中央図書館規則等の一部改正について御説明をさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、一部修正箇所がございます。資料のあらましを御覧ください。一番後ろのところですが、改正のあらましの部分、様式等の見直しに伴いとなっておりますが、現状に合わせて改正を行うものでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

桑名市立中央図書館規則の第2条第2項におきまして、著作権法第31条第1項に図書館等の図書、記録、その他の図書館資料に限り、複製の対象とすることができる旨定められております。インターネットのホームページは図書館資料とは言えず、対象にならないことから、第2条第2号中の「インターネット」を中央図書館所蔵の「データベース」に改めるものでございます。

中央図書館では、読書テラス、天空の庭での携帯電話通話は可能なため、第5条第3号中、「携帯電話」の前に、「指定された場所以外の場所で」を加え、さきに御説明させていただいた理由から、別表第2中、「インターネット」を「データベース」に改めるものでございます。

また、それぞれの帳票の最後の部分に個人情報の適切な利用について、御記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しませんという一文を追加するものでございます。

ふるさと多度文学館規則、長島輪中図書館規則につきましても、中央図書館同様、インターネットからの印刷は行っておりませんので、第2条第2号中、「又はインターネット」を削り、それに伴いまして、別表第2（第13条関係）区分、インターネットからのプリントアウト、料金を削除するものでございます。

また、それぞれの帳票の最後の部分に個人情報の適正な利用について、御記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しませんという一文を追加するものでございます。

議案についての説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがあれば、発言よろしくお願いたします。

稲垣委員、お願いたします。

【稲垣委員】

例えば、これ、データベースからのプリントアウトというのは、本を自分の携帯から写真を撮るのはオーケーということですか。

【教育長】

お願いたします。

【中央図書館長】

中央図書館の平野でございます。

データベースというのは、図書館が会費を払って取っているもの、例えば、新聞のデータベースなどですので、本をというわけではございません。

【稲垣委員】

なるほど。そういうことですね。

【中央図書館長】

本とか地図になりますと、またそれぞれの著作権の関係で半分取れたりとか、また、著作権の条件が加わってまいりますので。

【稲垣委員】

なるほど、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【教育長】

ほか、御質問などよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかはないようでございますので、それでは、議案第8号 桑名市立中央図書館規則等の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員の賛成により、本議案は原案のとおり改正することに決しました。

では、次の議事に進みます。

議案第9号 桑名市立図書館資料弁償要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。お願いします。

【中央図書館長】

中央図書館の平野でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号 桑名市立図書館資料弁償要綱の一部改正について、御説明をさせていただきます。資料を御覧ください。

まず、改正のあらましを御覧ください。

様式の変更に伴いまして、個人情報の適正な利用について、御記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しませんという一文をそれぞれの帳票に追加するものでございます。

議案についての説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがあれば、発言をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号 桑名市立図書館資料弁償要綱の一部改正について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございました。

全員の賛成により、本議案は、原案のとおり改正をするということで決しました。

それでは、ここで中央図書館長は退出をされます。お疲れさまでした。

【中央図書館長】

ありがとうございました。

【教育長】

では、次の議事に進みます。

事項書2番、協議事項、桑名市小学校給食業務委託校の決定について、事務局から説明をお願いします。

主幹、お願いします。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

教育総務課保健給食係の佐原でございます。

協議事項の桑名市小学校給食業務委託校の決定について説明させていただきます。

資料につきましては、本日配付しました桑名市小学校給食業務委託検討委員会協議結果についてを御覧ください。

現在、桑名地区小学校20校の給食調理業務につきましては、平成19年度から調理員さんの退職年度に合わせまして民間委託を進めており、既に16校が業務委託されております。残り4校、日進小学校、精義小学校、立教小学校、城東小学校と多度学校給食センター、長島学校給食センターについては、市が雇用する調理員さんの直営で調理業務を行っております。

今回、令和4年の4月から民間への委託を行うに当たり、昨日6月28日に小学校給食業務委託検討委員会を開催しまして、候補校を選出しました。候補校として選出されましたのは、精義小学校、立教小学校、城東小学校となりました。

成立しました経緯としましては、昨年までにつきましては、調理員が病気とか家庭の都合で急に休みになった場合に、調理員の人数に余裕のある学校からその日だけ調理員の応援に行くことを考慮しまし

て委託校を決定しておりました。今年度は、正規職員、調理員の退職年度を考慮して検討してきました。

資料の2枚目を御覧ください。学校給食調理員配置状況になります。

資料の左側、令和3年度学校給食調理員配置状況ですが、現在、委託実施校4校と、多度・長島学校給食センターには、正規職員の調理員は全部で9名、再任用職員の調理員は3名、そして、会計年度職員は26名ということで、全部で38名、市が雇用する職員が配置されております。

正規職員の調理員は、衛生管理責任者の職を担うため、1名以上は配置され、さらに、多度・長島学校給食センターでは、食数等の業務量も多いことから、2名以上の正規職員を配置しております。

次に、右側の今後の状況ですが、平成19年度以降、正規の調理員の採用は行われておらず、今後は徐々に減っていく傾向にあります。令和4年4月には、正規職員8名、再任用職員4名が在籍する予定ですが、以降、定年延長制度の開始も考慮しまして、令和16年4月には正規職員が2名、令和20年4月には1名、そして、令和21年度には全て退職の予定となることとなります。

ここでまず検討しましたのは、最終的にどの学校給食センターを直営で残して、最後まで残る調理員さんの雇用の確保を行うかということを検討しました。委託未実施校を直営で行う場合については、最低、正規職員が1名から2名、全体の職員数も5名程度必要となります。また、学校給食センターを直営で行う場合、最低、正規職員が2名から3名、全体の職員数も10名程度必要となります。そのことから、最後に市の直営で残すのは、学校給食センターではなく、委託未実施校としました。

次に、委託未実施校4校のうち、何校を未実施校にするか検討しました。先ほど説明したように、令和16年4月から正規職員が2名となり、令和21年3月まで雇用しなければなりません。2校だと、正規職員が9名ずつ必要となりますので、体調不良などで休むことが困難となります。そのことから、今回、1校としました。

4校のうち、どの学校を残すかについては、一番、今回、食数も多いということで日進小学校ということで決めさせていただきました。

次に、多度学校給食センター、長島学校給食センターを、どちらを先に業務委託するかを検討しました。

長島学校給食センターの調理業務は、令和7年4月開校の小中一貫校整備の中で、自校式の調理室で行うことを予定しています。開校と同時に業務委託を行うと混乱を招くことになるので、開校前に業務委託を開始していることが好ましいと考えます。そこで、多度と長島につきましては、多度学校給食センターを先に委託することとしました。

ただし、業務委託開始につきましては、令和4年4月ではなく、現在より職員数が減る令和5年4月としました。

以上のことから、令和4年4月の業務委託につきましては、精義小学校と立教小学校、城東小学校の3校を委託するというように決定しました。

説明は以上でございます。よろしく御協議願います。

【教育長】

説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございましたら、発言をお願いいたします。

【佐藤委員】

ちょっと把握していなくて申し訳ないんですけど、委託未実施校というのは、小学校の中に調理室があって、そこで調理されているということですね。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

委託未実施校、つまり直営というのは、普通、小学校につきましては、全部、学校の中に調理室を設けておまして、市の雇用している調理員さんがそちらのほうで調理をするという形です。

委託の場合も委託した業者が市の施設、給食現場の施設で調理を行って給食を提供するという形になります。

【佐藤委員】

それは、もう桑名市の学校では4校だけということですか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

市の雇用している職員が行っているのは4校だけとしております。

【教育長】

ありがとうございます。

ほか、御質問などございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ほか、ないようでございますので、次の議事に進みます。

事項書の3番、報告事項、桑名市いじめ問題専門委員会委員について、事務局から説明をお願いします。

お願いします。

【学校支援課主幹（生徒指導担当）】

学校支援課、芝です。

桑名市いじめ問題専門委員会専門委員名簿を御覧ください。

令和2年度に引き続き、今年度も4名の方に専門委員をお願いしています。

昨年度は、桑名市いじめ防止基本方針の改定に関わり、御意見をいただきました。

今年度は2回の開催を予定しております。第1回は、8月、ウェブ会議での開催を予定しています。

桑名市におけるいじめ問題の現状と、昨年度改定されたいじめ防止基本方針の改定に沿ってアドバイスを協議いただきたいというふうに考えています。

以上です。

【教育長】

説明ありがとうございました。

先ほどの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、では、次の議事に進みます。

夏季休業中の学校閉鎖日について、事務局から説明をお願いいたします。

お願いします。

【学校支援課主幹（教育改革担当）】

学校支援課主幹です。よろしく申し上げます。

口頭での報告となります。

学校における働き方改革に関わりまして、総勤務時間縮減の指針を取って、夏季休暇日においても本年度、学校閉鎖日を実施することといたします。

実施日は令和3年8月9日月曜日から15日日曜日となっております。この期間におきましては、児童生徒の登校及び部活動の停止、さらには公務も休止となります。夏休み前に保護者のほうへ案内を各学校のほうから行っていただくことになるかと思います。

なお、緊急時におきましては、直接教育委員会事務局へ連絡が入る体制となっております。

以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。

先ほどの説明につきまして、何か御質問、御意見などがございましたら、よろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、では、次の議事に進みます。

次は、多度地区小中一貫校整備事業について、事務局から説明をお願いします。

課長、お願いします。

【新たな学校づくり課長】

新たな学校づくり課、佐藤でございます。

お手元の多度地区小中一貫校整備事業についてのサウンディング型市場調査の結果を公表します、こちらを御覧ください。

多度地区小中一貫校整備事業につきましては、前回定例会では、今後の設計作業等を行う事業者選定に向け、サウンディング型市場調査の追加対話を実施していることをお伝えさせていただきました。

本日、お手元には6月8日に公表いたしました追加対話の結果を準備いたしております。

桑名市では、当初、まずは基本設計を先行的に実施し、その後、設計施工一括方式で進めていくことを想定していました。昨年度末のサウンディングを改めて令和7年4月開校に間に合わせるためのスケジュールや、整備コスト縮減を図ることなど総合的に判断したところ、基本設計を先行的に行うのではなく、造成設計、建築設計も含めて、設計施工一括方式により、設計、施工を一緒に進めるという形で事業を進めていくことが最善であるという方針になりました。

そこで、事業者の皆様に対し、設計施工一括方式で進める場合のスケジュール感や、事業者募集時に必要となる内容や条件について再度御意見をお聞きしたところでございます。

その御意見の内容が下の3番以降で書いてあるんですけども、ポイントとしましては、主に次の3点が出されております。

全体工程につきましては、相当タイトなスケジュールではありますが、市の方針で基本的には間に合うのではないかと。

あと、事業者募集の前に市のプランや考え方など事前情報が示されると、早めに設計作業等の準備ができますよということ。

あと、必要となる内容や条件については、桑名市が事業リスクを示してほしいというものでした。

今後は、設計施工の事業者を公募型プロポーザルで募集、選定していきます。なお、その設計施工の事業者の公募に当たりましては、募集条件や学校づくりの設計条件、あと、全体の事業費、上限額を明示した募集要項等を作成していかなければなりません。

そこで、これら募集要項等作成のため、先週の金曜日に業務委託の公募をホームページで開始し、7月末には、まず、この募集要項等を作成する委託業者を選定、令和4年の早期に設計施工の事業者の公募にかかれるよう進めていく予定でおります。

また、設計条件、整理に当たりましては、これまで行っていただきました教職員や地域の皆さんからの意見を基に進めてまいります。今後にも必要に応じてワークショップ等を実施していく予定でおります。

報告は以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。

先ほどの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御質問などはないようでございますので、では、続いてであります。ここで、報告事項につきまして、ちょっと事項書には示していないんですけども、追加で報告をするということがあるというふうに聞いておりますので、お願いします。

教育総務課主幹、お願いします。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

教育総務課保健給食係の佐原でございます。

1点、報告事項ということで、追加で報告させていただきます。

まず、項目としましては、学校トイレの生理用品を配置することについてということで報告させていただきます。口頭での報告になります。

こちらについては、経済的困窮が理由で、生理用品を購入することが困難である問題は従前からあり

ました。今回、コロナ禍をきっかけに、生理の貧困問題として顕在化してきたところです。さきに行われました市議会の定例会でもそれらに関する質問が出ました。

現在、桑名市の学校では、相談できる関係づくりを大切にしているということから、保健室での手渡しを基本としています。しかしながら、なかなか言い出せない子供さんや、様々な思いを持つ子供さんもいることから、申しなくてトイレで受け取りできるようなシステムにするものです。

既に学校のほうにはもう依頼しておりまして、学校の現状や、子供たちの様子、トイレの施設に応じて備える場所、例えば、保健室に一番近いトイレとか、学年に関係なく使用できるトイレとか、また、置く場所につきましても、それについて洗面所などに置くとか、あるいは、個室に置くとかというのも各学校さんで決めてもらうという形になっています。

設置時期につきましては、7月初旬までには設置してということをお願いしております。

報告は以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。

先ほどの説明につきまして、何か御質問、御意見などがございましたら、発言をお願いいたします。

稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】

ということは、つまり、別に申告なしで自由に使えるという、そういう捉え方で。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

そうですね。

【稲垣委員】

その準備は何か、どこから予算が出るんですか。

【教育総務課主幹（保健給食担当）】

今現在は、学校が保管している物を使用するのですが、いずれはなくなるという可能性もありますけど、それについてはちょっと今後、学校と協議をしながら、いずれにしても補充していかなければいけませんので、それについては今後、検討していくという形になります。

【稲垣委員】

寄附とかを募るといいと思いますけどね。

【教育長】

ほか、よろしいでしょうか。

なお、御意見もいただきましたので、ちょっと考えてもらうということでもよろしく願いをいたします。

それでは、次の議事に進みます。

事項書の4番、連絡事項でございます。

連絡事項について、事務局からそれぞれ説明をお願いします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

それぞれ、ありがとうございました。

それでは、続いて、非公開とした議事のほうに移らせていただきます。

【非公開】

- ・教科書採択について
- ・令和3年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について
- ・小・中学校の様子について

【教育長】

事項書にお示しをさせていただいておる内容としては以上でございますが、委員の皆さんから何かございましたら。よろしいですか。

ほか、ないようでございますので、それでは、以上をもちまして令和3年6月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 10時19分終了 ——